

三徳会について

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

中途採用比率の公表は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的として、令和3年4月1日から、公表が義務化されました。

※中途採用とは、新規学卒者（学校、専修学校、職業能力開発促進施設等）以外の方を正職員として採用した場合をいいます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正職員の中途採用比率	82%	90%	97%